

令和 8 年度東京都病児保育推進事業
ベビーシッターを利用した病児保育に係る検証事業 利用約款

令和 8 年 3 月 1 9 日付 7 福祉子保第 4 8 5 0 号

(総則)

- 第 1 条 本事業は、ベビーシッターを利用した病児保育に係る東京都（以下「都」という。）の検証事業です。本事業では、ベビーシッターの処遇の担保や急な依頼に対応可能な体制の確保に取り組む都が認定したベビーシッター事業者（以下「認定事業者」という。）を支援するとともに、利用者の皆様には、ベビーシッターを活用した病児保育サービスの利用を通じて、本事業の取組の評価・検証にご協力をいただきます。
- 2 本事業における「ベビーシッターを活用したサービス提供内容」は、第 2 条のとおりです。本事業の利用者は、急な発熱等に際し、勤務等により家庭で保育を行うことが困難である未就学児（保育所等の 0 歳児クラスから 5 歳児クラスに該当する児童。生後 6 か月未満児を除く。以下「児童」という。）の保護者となります。利用者が、認定事業者による病児保育を利用する場合の利用料の一部を補助します。
- 3 利用者は、本事業の取組の評価・検証のため、病児保育の利用後、検証に伴うアンケート（以下「利用者アンケート」という。）に回答する必要があります。利用者アンケートへの回答がない場合は、今後の本事業の利用を制限することがあります。
- 4 本事業の利用者は、本約款に同意の上、規定に沿って利用するものとします。

(ベビーシッターを活用したサービス提供内容)

第 2 条 本事業のサービス提供内容は、次のとおりです。

1 事業の実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで実施します。

ただし、都が本事業の検証を終了する場合には、本事業のサービス提供も終了することとします。

2 提供するサービス

- (1) 対象児童の病児保育に限るものとし、家事援助、兄弟姉妹の送迎、その他の付随サービス等は、一切含みません。
- (2) 認定事業者の状況により、対応できない場合があります。

3 利用者支援

(1) 対象児童

第 1 条第 2 項に定める児童であって、かつ、次のアからウまでのいずれかに該

当する児童とします。

ア 当面の症状の急変が認められないが病気の回復期に至らない児童

イ 病気の回復期の児童

ウ その他体調不良の児童

なお、認定事業者と利用契約を締結する前に、居住する区市町村（以下「区市町村」という。）から対象児童であることの認定を受ける必要があります。

(2) サービス提供体制

通常の場合は、児童一人に対して、病児保育を行うベビーシッターは1名とし、都が定める研修を修了した看護師又は保育士（以下「有資格者」という。）とします（以下、「1名体制」という。）。

以下に該当する場合は、原則児童一人に対して、病児保育を行うベビーシッターは2名とし、うち1名は必ず有資格者とします（以下、「2名体制」という。）。
ほか1名は、「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業における保育に従事する者に関する研修修了者（以下「研修修了者」という。）等とします。

ア 障害児等※の受入れ（※別表1参照）

イ 代行受診

ただし、現場からの相談に常時対応できる後方支援体制があり、一定の研修と経験を積んだベビーシッターが実施すると都が認める場合は1名体制を可とします。

(3) サービス提供場所

保育場所は、児童の自宅に限ります。なお、代行受診時の保育場所は、かかりつけ医（複数回受診しており、児童の既往歴を把握している医療機関を指す。以下同じ。）の指示に従います。

(4) サービス提供時間

ア 原則、年末年始（12月29日から1月3日まで）、祝日及び休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）を除く月曜日から金曜日までの午前8時から午後8時までとします。ただし、各認定事業者の規定により、この限りではありません。

イ 児童の負担軽減のため、1日の利用時間は連続9時間以内とし、延長保育の実施は認められません。

(5) 受付対応時間

利用日前日の受付けは午後8時まで、利用日の受付けは午前9時までとします。ただし、各認定事業者の規定により、受付対応時間を延長することができます。

(6) 利用上限時間

児童一人当たりの利用上限時間は、以下のとおりとし、具体的な利用時間は、

(4)に定めるサービス提供時間内において、利用者と認定事業者との契約により定めるものとします。

0～2歳児クラスに 該当する児童	年 56 時間 (障害児、ひとり親家庭は年 112 時間)
3～5歳児クラスに 該当する児童	年 28 時間 (障害児、ひとり親家庭は年 56 時間)

(7) 補助基準額

利用料に係る 1 時間当たりの補助基準額は、以下のとおりとします。

	1 名体制	2 名体制
日中 (午前 8 時から午後 6 時まで)	4,300 円	6,800 円
夜間 (午後 6 時から午後 8 時まで)	5,400 円	8,100 円

(8) 利用者による負担額

検証に伴うアンケートに回答する利用者に係る負担額について、次のアとイを比較し、より少ない額とします。

なお、1 日の中で 1 名体制と 2 名体制の時間がある場合 (代行受診 (2 名体制) の場合) の 1 日の上限額は、2 名体制の金額を適用します。

ア 1 時間当たりの単価にサービス提供時間を乗じた金額

イ 1 日の上限額

	1 時間当たり	1 日の上限額
通常の場合、代行受診の場合 (1 名体制)	400 円	2,000 円
障害児等の受入れの場合 (2 名体制)	400 円	2,000 円
代行受診の場合 (2 名体制)	700 円	3,000 円

(9) その他経費

ア 交通費

利用者が事業者から請求される交通費については、その一部を助成します (1 年当たり 6,000 円)。なお、代行受診時のタクシー利用料等については、利用者の実費負担とします。

イ 入会金、年会費、更新料、月会費等 (以下「入会金等」という。)

入会金等は利用者負担とし、認定事業者から提示があった金額とします。

(10) 時間の取扱い

1 時間に満たない時間の取扱いは、各認定事業者の規定によります。

(11) キャンセル

キャンセル料は、各認定事業者の規定によるものとし、助成券を使用することはできません。

なお、1 時間に満たない時間の取扱いは、各認定事業者の規定によります。

(実施の流れ)

第3条 実施の流れは、次のとおりです。

- 1 認定事業者と利用者との間で、区市町村から認定された期間の範囲内で、児童へのサービスについて契約を締結します。認定事業者との間で本事業の契約が成立しない場合には、本事業をご利用いただくことはできません。
- 2 契約締結の際、認定事業者へ連絡票①及び②を提出してください。
- 3 病児保育当日の状況を記入した連絡票③を、病児保育の開始時間までに、従事するベビーシッターへ提出してください。
- 4 医療機関への受診形態は、事前受診を原則としますが、同行受診も可能です。代行受診は、やむを得ない場合のみ認めます。代行受診の場合は、「病児保育における代行受診に関する承諾書」を提出してください。

事前受診	利用者が児童を連れて、医療機関を受診すること
同行受診	利用者とベビーシッターが児童を連れて、一緒に医療機関を受診すること。診断後、その場でベビーシッターに預けることにより、利用者は帰宅することなくそのまま出社することも可能
代行受診	ベビーシッターがかかりつけ医を受診すること

- 5 ベビーシッターは、児童の急変等の急変対応時には、速やかに 119 通報いたします。
- 6 提出書類は以下のとおりです。

【全員】

提出時期	提出書類	提出先
契約締結時	・連絡票① ・連絡票②	認定事業者

【事前受診・同行受診】

提出時期	提出書類	提出先
病児保育の開始時間まで	・連絡票③	ベビーシッター

【代行受診】

提出時期	提出書類	提出先
病児保育の開始時間まで	・連絡票③ ・病児保育における代行受診に関する承諾書	ベビーシッター

(保育に従事するベビーシッターの要件)

第4条 都が規定した研修を修了したベビーシッターが、1対1による保育を行います。

保育時間数によっては、交代で行うこともあります。

(利用者の責務)

第5条 利用者は、以下の手続きを必ず行わなければなりません。

なお、個々のケースにより、別途、書類の提出等を求めることがあります。

(1) 区市町村への認定申請

区市町村から対象児童であることの認定を受ける必要があります。

(2) 契約締結

認定事業者と利用者との間で、契約を締結してください。契約締結の際、連絡票①及び②を認定事業者へ提出してください。

(3) 病児保育当日の状況を記入した連絡票③の作成

病児保育の開始時間までに連絡票③を作成し、従事するベビーシッターへ提出してください。

(4) 代行受診（希望者のみ該当）

病児保育は、本来「病児保育可能」と事前に診断された場合に利用するものであるため、事前受診を原則とし、同行受診も可能とします。代行受診はやむを得ない場合のみに限定します。やむを得ない場合とは、業務の都合により、日程変更や代役の調整不可能な場合などを指します。

ア 病児保育の開始時間までに、「病児保育における代行受診に関する承諾書」を作成し、従事するベビーシッターへ提出してください。

イ 利用者は事前にかかりつけ医に連絡をし、児童の引き渡し後、速やかに受診できるよう、予約を取ってください。

ウ 児童の自宅とかかりつけ医間の移動は、徒歩5分以内での移動が可能な場合を除き、利用者がタクシーを手配してください。その際の利用料金は自己負担となるため、病児保育の開始時間までにベビーシッターに渡してください。キャッシュレス決済可能なタクシーに乗車し、かつ認定事業者が対応可能な場合は、キャッシュレス決済での金銭の収受を認めます。

エ かかりつけ医のところにいる間は、ベビーシッターは、かかりつけ医の指示に従います。

オ 保険証、医療証をベビーシッターに渡すことはできません。病児保育の開始時間までに、医療費をベビーシッターに渡してください。金額は、認定事業者の規定によります。キャッシュレス決済可能な医療機関であり、かつ認定事業者が対応可能な場合は、キャッシュレス決済での金銭の収受を認めます。

- 2 利用者は、本事業の取組の評価・検証のため、利用者アンケートに回答する必要があります。利用者アンケートの内容及び頻度等は別途定めます。利用者アンケートへの回答がない場合は、今後の本事業の利用を制限することがあります。

(専用システムのアカウントの申請及び利用)

第6条 利用者は、初回の利用予定日の10開庁日前までに、認定事業者と取り交わした本事業の契約書を区市町村に提出し、本事業の専用システムを利用するためのアカウントの発行を申請するものとします。専用システムのアカウントは、都が事務を委託する公益社団法人全国保育サービス協会から利用者に直接送付されます。

2 利用者は、アカウントの受領後、専用システムにおいて助成券を発行し、画面上に表示された助成券のコード(番号)を、利用の都度、ベビーシッターに伝えるものとします。専用システムは、パソコン又はスマートフォンからアクセス可能です(プリンターは必要ありません。)

3 助成券は、対象児童以外に利用することはできません。また、第2条に定めるサービス以外に利用することはできません。

4 利用者のアカウントの発行申請手続きや受領が遅れたことにより、利用日までに助成券が発行できなかった場合は、その日の利用料が全額利用者負担となることがあります。

(利用の終了)

第7条 以下の事由に該当する場合には、本事業の利用は終了となり、助成券は効力を失います。

	事由	助成券の失効日 (それぞれ記載の日を最後に利用できなくなります。複数の事由に該当する場合は、いずれか早い方の日とします。)
1	区市町村が利用を認めた期間が満了した場合	期間満了日
2	区市町村の区域外に転居した場合	転居の前日
3	区市町村が定める本事業の対象者の要件を満たさなくなった場合	原則として、対象者の要件を満たさなくなった日
4	認定事業者のいずれとも、本事業の契約が成立しなくなった場合	認定事業者との契約終了日
5	区市町村に提出した書類等に虚偽があった場合又は本事業を不正に利用した場合	都及び区市町村が協議の上、定める日
6	その他、本約款の規定が守られなかったなど、都及び区市町村が、本事業の利用が適当でないと判断した場合	原則として、対象者の要件を満たさなくなった日

(他の助成券、割引券等との併用)

第8条 各助成券等の利用規約等を確認してください。

(個人情報等の提供)

第9条 利用者は、本事業の適正な執行及び助成券の審査・精算、並びに本事業の取組の評価・検証のため、都、都が事務を委託する公益社団法人全国保育サービス協会及び区市町村の三者間で、以下の個人情報等が共有されることを了承の上、利用するものとします。

(共有される個人情報等)

利用者の氏名・住所・電話番号、利用児童の氏名・生年月日、利用者が契約した認定事業者名、区市町村が認めた利用期間、助成券の利用状況、連絡票①、②、③及び「病児保育における代行受診に関する承諾書」に記載のある内容、利用者アンケートの記載内容

2 都は、利用者が本事業の対象者でなくなった場合には、利用者が契約する認定事業者に対し、その旨の情報提供を行います。

(問合せ先)

第10条 本事業に関するお問合せについては、下記までご連絡ください。

1 事業の内容に関するお問合せ

東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課（電話 03-5320-4131）

2 意見、要望、苦情及びトラブル等が生じた場合のお問合せ

認定事業者の相談窓口

なお、意見、要望、苦情及びトラブル等が解決しない場合は、東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課（電話 03-5320-4131）にお問い合わせください。

(本約款の改正及び疑義解釈)

第11条 都は、必要に応じ、本約款の改正及び疑義解釈ができるものとします。

改正は、改正後の約款を東京都福祉局のホームページに掲載することをもって周知し、その効力は全ての利用者に及ぶものとします。

附則

本約款は、令和8年4月1日から施行します。

ただし、令和8年度歳入歳出予算が東京都議会で可決された場合に限りです。

別表 1

障害児等	障害児の認定は、身体障害者手帳等の写し、医師による診断書や、療育等への通所受給者証などにより行います。また、それらのほか、確認できる書類等により区市町村が判断することとします。
------	--